

令和6年度 事業計画

1 基本方針

我が国の高齢化率は既に29.1%に達しており、将来人口推計によれば、2030年には30.8%、2065年には38.4%まで上昇することが見込まれています。

また、少子化の影響から労働人口の減少が続いており、超高齢化社会において高齢者の就業促進は極めて重要な課題となり、「高齢者等の雇用の安定に関する法律」の改正を受け、70歳までの就業機会確保が企業の努力義務とされたことから、全国のシルバー人材センターでは、入会者の減少や入会年齢が上昇するなどの影響が、これまで以上に出ています。

こうした中、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態に見舞われ、社会経済活動は大きな影響を受け、丸亀市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）でも、会員の減少や就業機会の低下が更に大きなものとなりました。

令和5年5月8日から、国は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更し、各種行事も再開され人の動きも活発となりましたが、インフルエンザ等の感染症は増加傾向にあることから、各種感染症に的確に対応していくことが重要で、職員と会員が安心して就労できる感染防止対策を徹底することが最優先となります。

一方、会員拡大については、全国シルバー人材センター事業協会の第2次100万人達成計画は、コロナ禍の影響から会員数が下げ止まらない状況にあることから、当面コロナ禍前（令和元年度数値）の会員数に回復させることを目標としました。

当センターでも令和6年度末の会員数を990人とし、女性会員の拡大や退会抑制などに積極的に取り組みます。

そこで、令和6年度では、コロナ禍で実施できなかった各取り組みについて、もう一度、シルバー人材センター事業（以下、「シルバー事業」という。）の基本理念「自主・自立、共働・共助」のもと、前年度と同様に「高齢者の活躍の場の創出」と「家事・福祉援助、子育て支援事業、農作業部門」を重点に、各種事業を継続します。

具体的には、「一人一会員のロコミ勧誘」の取り組み、各コミュニティなどでの会員の勧誘やPR活動、一般市民も対象とした各種研修・講習会の開催、業務推進員による新規就業の開拓、対象を絞った会員勧誘などの取り組みを継続します。

特に、デジタル社会の到来を念頭に置いて、デジタル関連の就業機会の確保に加え、スマホを活用した業務連絡等、デジタル技術を理解し、活用する能力の向上に取り組みます。

さらに、会員の知識・技能の向上や接遇に重点を置いた研修・講習会等を開催し、

「センターへの信頼に基づく継続した受注」を目指します。

次に、安全・適正就業について、傷害事故、物損事故ともに発生件数では前年度とほぼ同様の状況でしたが、安全確保の徹底不足や安易な判断により、屋外作業中の事故が多く見受けられます。

そのため、安全就業対策委員会による巡回パトロールを更に強化するとともに、作業前の健康確認や道具類の安全チェック、保護具の着用運動の展開、また、就業途上での交通安全など安全就業の徹底を継続します。

また、昨年10月から消費税における適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されました。合わせて、本年秋に予定している「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆるフリーランス新法）の施行を見据えて、当センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、新たな契約方法へ円滑に移行できるよう準備を進めます。

最後に、南海トラフ巨大地震は、今世紀前半にも発生する恐れがあると危惧されています。

会員の安全と健康の確保、主要な業務の早期再開と継続、地域社会への支援の在り方について、令和4年度に策定した当センターの事業継続計画（BCP）を基に、丸亀市の取り組みに連動させながら、訓練等を実施し、備えを万全なものとしします。

I シルバー人材センター事業

1 請負・委任による就業機会の提供事業

高齢者の就業や社会参加の促進と地域社会発展のため、幅広い仕事の受注・開拓を図り、能力・希望等に応じた就業機会を提供します。

2 労働者派遣事業

香川県シルバー人材センター連合会（以下「県連合会」という。）が行う労働者派遣事業の丸亀事務所として、就業機会の確保・提供と適正就業の推進に努めます。

(1) 「高齢者の活躍の場の創出」として、「家事福祉援助、子育て支援事業、農作業部門」を重点的に取り組みます。

(2) 派遣法の遵守と派遣業務の継続・拡大に努めます。

改正労働者派遣法（同一労働同一賃金）について、派遣先に法改正の趣旨等を十分に説明し、ご理解いただくとともに適正な派遣契約に繋げてまいります。

3 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事を希望する高齢者に、職業紹介による就業機会の提供を行い、多様な働き方の推進に取り組みます。

4 研修・講習会の開催

知識及び技能の習得と技術の向上を図り、就業機会の確保等に努めます。

また、良質な業務を提供するため、研修・講習会等の開催と「会員一人1年に1回以上の参加」を推進します。

- (1) 技能・技術の向上を目的とした研修・講習会等の開催
- (2) 接遇の向上を目的とした研修・講習会等の開催
- (3) デジタル技術の向上に向けた研修・講習会等の開催

5 普及啓発

一般家庭、官公庁及び事業所等への普及啓発を行うとともに、会員の加入促進に努めます。

- (1) センター会報誌「輝き」や丸亀市の広報紙等への掲載
- (2) リーフレット、チラシ等の作成と配布
- (3) ホームページの積極的な活用
- (4) 入会説明会の毎月2回開催と臨時説明会を合わせて行い入会承認手続きの迅速化
- (5) 大型店舗等との連携強化
- (6) 地域イベントへの参加（PR・入会勧誘等）とボランティア活動の推進
- (7) 普及啓発月間での活動の充実
- (8) 第4四半期における年度会費無料キャンペーンの実施
- (9) 女性向けセミナーの開催

6 安全・適正就業の推進

安全かつ適正な仕事の遂行のための啓発活動を行うとともに、公平・公正な就業機会の提供を推進します。

- (1) 安全就業対策委員会の開催
 - ・安全就業パトロールの実施
 - ・「作業別安全適正就業基準」の周知徹底
- (2) 適正就業化委員会の開催
 - ・ワークシェアリング、ローテーション就業の推進
 - ・安全・適正就業に関する研修・講習会の開催
 - ・会員の健康維持・増進の奨励
 - ・就業途上と日常生活における交通安全の意識向上
- (3) 各種感染症対策

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染防止策として、他者との身体的距離（2m以上の距離）が確保できず会話をする場合は、引き続きマスクの着用を推奨します。

7 調査研究

高齢者を取り巻く社会情勢の調査・研究等を実施し、最新の就業ニーズを把握す

るとともに、信頼されるセンターづくりに繋がります。

また、アンケート調査等を行い、その検証結果を業務等に反映させていきます。

8 就業分野の開拓・拡大

役・職員、会員による就業機会の開拓・拡大を図り、未就業会員の減少に努めます。

- (1) 官公庁や民間企業、家庭への訪問と就業機会の確保と拡大
- (2) 業務推進員等による営業活動の展開
- (3) 地域・職群班による地域における普及啓発と就業開拓
- (4) 知識及び技能の習得と技術の向上を図る技能講習会等の開催
- (5) 空家対策分野への就業拡大

9 相談、情報提供

入会説明会の開催と就業相談や情報提供を行います。

- (1) 入会説明会及び就業相談会の実施
- (2) 職業紹介の実施

10 社会参加活動の推進

ボランティア活動等社会参加活動の推進として、社会参加活動の機会の提供に努め、地域との絆を深めます。

- (1) ボランティア活動等の参加の呼び掛けと推進
- (2) クラブ活動団体による地域の清掃及びボランティア活動の実施
- (3) 各種イベント等の参加と広報活動の展開

11 その他の事業

丸亀市と協議・連携して、地域に適した事業を実施します。

また、公共施設の維持管理（自転車駐車場等）や地域とのふれあいに積極的に努め、シルバー事業の普及宣伝や就業機会の継続・拡大に繋がります。

- (1) 地域に適する事業の調査・研究による就業機会の確保と就業人員の増大
- (2) J R 丸亀駅南第二自転車駐車場ほか4施設の維持管理業務の推進
- (3) 会員による手芸品・記念カード等の作成、販売
- (4) 地域住民への「食のサービス」と就業機会の提供として、弁当・惣菜・野菜等の製造・販売

12 インボイス制度への対応

昨年10月、消費税における適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されました。今後も、国の動きに注視しながら、安定的な事業運営に向けて必要な対応を行います。

13 請負・委任業務における契約方法の変更について

国から示された契約方法の見直し方針を踏まえて、適切な変更時期の検討、会員や発注者へ周知し、事務処理に係るシミュレーション等準備に万全を期し、円滑な移行に向けて取り組みます。

14 フリーランス新法への対応

本年秋に施行が予定されている「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆるフリーランス新法）が規定する就業条件明示等の確実な履行を図ります。

この就業条件の明示を履行する上で最も簡便な方法はデジタル化であるため、業務のデジタル化を推進します。

15 デジタル化の推進

業務の効率化によりセンターの経営基盤を強化していく上で、デジタル化の推進が不可欠であることから、システム環境の整備と会員のデジタル技術に関して十分な理解をもち、それを適切に活用することができるスキルの向上を同時に進めていく必要があります。

このため、Webで就業条件を明示するなど効率的な業務運営に資する各種システムを導入・利用するとともに、スマホ教室を開催し、会員のデジタル利用を促進します。

II 法人管理事業

1 会員の増強

シルバー事業を維持・拡大していくためには会員の確保が最も重要です。また、働く意欲のある高齢者の受け皿として、センターの役割も重要です。そのため、役・職員、会員が一体となって、健康で働く意欲のある会員の募集に努めます。

- (1) 新入会員の募集・加入促進
- (2) 技能継承を必要とする剪定等の会員募集と女性会員の加入促進
- (3) 入会手続きの簡素化と就業開始のスピードアップ

2 公益法人としての機能強化

公益社団法人として適正な運営に努めるとともに、機能強化を図ります。

- (1) 香川労働局、香川県、県連合会、会計士からの指導・助言を活かすとともに、県内のシルバー人材センターとの連携により、公益社団法人としての機能強化を図ります。
- (2) 受注の大幅な減少や「同一労働同一賃金」への対応による更なる経営の悪化を招かないよう、職員のモチベーションの維持を前提に、現状に即した職員体制を整えます。
- (3) 役員・職員等の資質向上を目的とした研修を実施します。

3 南海トラフ巨大地震への備え

南海トラフ巨大地震は、今後30年以内の発生確率が70～80%程度と予測されております。

令和4年度に策定した大規模災害発生時を前提とした事業継続計画（BCP）を基に、避難を最優先に、事前の施設・設備の改修、備蓄、他センターとの連携・支援体制の構築などを具体的に実施してまいります。

4 総会・理事会の開催

センターの維持管理及び事業運営の執行に関して、必要な会議を次のとおり開催します。

- (1) 定時総会 1回（5月に開催、必要に応じて臨時総会を開催）
- (2) 理事会 6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月に開催、必要に応じて臨時理事会を開催）